



安全で安心して暮らせる明るい社会をめざす

保護司ってどんな人？

保護司は、犯罪や非行により保護観察中の人々が地域社会のなかで更生を図るためのさまざまな手助けをしています。法務省から委嘱された非常勤の国家公務員の身分ですが、実質はボランティア。区内では現在78名の社会奉仕精神にあふれる保護司が活躍しています。実際にどんな活動をしているのか保護司会の会長・副会長にお話を伺いました。



東淀川区
保護司会 副会長
ありた さぶろう
有田 三郎 さん

東淀川区
保護司会 会長
いのうえ たかし
井上 隆史 さん

罪を犯した人や非行のある少年の立ち直りを助ける

保護司の活動は、罪を犯した人や非行のある少年(以下、対象者)との面接を重ね、生活状況を把握した上で、生活全般に関する助言・指導を行い、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ役割を担っています。また、対象者が少年院や刑務所などから退院、出所した後、スムーズに社会復帰できるように、「帰住先の調査・家族や引受人との話し合い・就職先の確保」を行い、更生に必要な受入態勢を準備していきます。行き場がない対象者は、一定期間、宿泊場所や食事を提供する更生保護施設等を利用しています。

あたたかく迎え、じっくりと耳を傾ける

保護観察は、対象者が保護司宅へ訪問(来訪)し、保護司が対象者宅へ訪問(往訪)することを繰り返します。来訪の際は、あたたかく迎え、じっくりと話を傾けるよう心掛けています。

活動にあたって最も重要なことは、守秘義務です。対象者の話を外部に漏らさないのはもちろんですし、往訪する時は、近所の人に気付かれないように配慮しています。



楽しみ、役立つ、社明運動で活動をアピール

毎年7月に行っている「社会を明るくする運動」(社明運動)では、罪を犯した人の更生について地域社会の理解を求め、犯罪や非行を未然に防ぐための啓発活動を行っています。



昨年は、特殊詐欺被害防止教室や薬物の恐ろしさの理解を深めていただきました。また、中学生による吹奏楽の演奏も行い、400名を超える方に来場いただき、楽しく役立つイベントの地区もありました。罪を犯した人を支えるためには家族だけでなく、保護司の手助けが必要なこともアピールすることができました。

彼らは一線を越えてしまっただけ

ながく保護司をしています。残念ながら思い通りに更生するという例は決して多くありません。でもそれゆえに、難しいケースを経て、社会復帰してくれたときは喜びもひとしおです。保護観察終了後、家族と一緒に歩いているのを地域で見かけたとき、その表情だけで「更生したんだな」ということがわかり、保護司をやってよかったと思います。10年経って子どもを連れて訪ねてくれたこともありました。

だれにでも小さな過ちはあると思います。彼らは一線を越えてしまっただけ。保護司をしています。私たちも一線を越えてしまうか分かりません。保護司の活動を通して、彼らには教えられることも多いです。

更生保護サポートセンターは活動の拠点

更生保護サポートセンターでは、保護司の活動支援、関係機関との連携、情報提供、保護司会の事務運営などを行っています。他にも対象者の面接・広報活動・講座の開催などもしています。東淀川産業会館内にあり、同じ館内には防犯協会や交通安全協会、向かいには警察署があります。近年、薬物依存や精神障がいなど難しいケースが増えているので、関係機関と連携しながらやっています。

私たちにできることは？

社会復帰のために重要なのが雇用です。前歴を理解した上で雇用し、更生に協力してくれる協力雇用主を募集しています。今後は国の施策などもPRし、協力雇用主会を立ち上げたいと考えています。

区民の皆さんには、更生しようとしている人たちの存在を受け入れ、その人の社会復帰を「一緒に支えていこう」という気持ちを持っていただければと願っています。



“社会を明るくする運動”とは？

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、2019年で69回目を迎えます。街頭広報・ポスターの掲出・新聞やテレビ等の広報活動に加えて、誰でも参加できるさまざまな催しを行っています。イベントなどをきっかけに、犯罪や非行のない安全で安心な暮らしをかなえるために、今、何が求められているのか、そして、自分には何ができるのかを、考えてみませんか。



更生ペンギンの
ホゴちゃん



区長からひとこと

やさしいまちをつくるために

更生保護という言葉からどのようなイメージを持たれますか？ 普段あまり耳慣れない言葉ですが、人の立ち直りを支える大切な活動です。その更生保護の担い手として、地域で活躍していただいているのが保護司の方々で、市民として地域社会の実情を理解し、犯罪や非行を行った人々を社会の一員として復帰させるスペシャリストです。

では、罪や非行を行った人を支えるのは保護司の方々だけで良いのでしょうか？ 罪を償ったら、受け入れるという地域の温かい目が大切ではないかと考えています。具体的によく言われるのが「住まいと雇用」です。ただ実情としては、「住まいと雇用」という生活の基盤が安定せず、再び罪や非行を行ってしまうケースも少なくありません。どちらも簡単に実現できることではないと思いますが、そうした困難な状況に対して保護司の方々が中心となり、地域の皆様とも協力して人の立ち直りを支え、やさしいまちをつくっていく必要があります。

一方、絶対に忘れてはならないのが被害者の方々の思いです。被害者の方々へのサポートはより丁寧に行う必要があります。やさしさと思いやりのある東淀川区をめざしてまいりますので、皆様のご指導・ご鞭撻をお願い致します。



東淀川区長 北岡 均

【問合せ】地域協働 1階9番 電話 4809-9603

広告掲載枠